

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 16
法令名	医療法	根拠条項	47 - 1

許認可等 管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可

1 根拠規定

○医療法(昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号)

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えないなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができる。

2 審査基準

医療法に係る許認可等の事務処理基準(平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて保健福祉部長通知)

医療法(昭和23年法律第205号)、同法施行令(昭和23年政令第326号)、同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。

なお、平成13年1月6日以降においては「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。

(参考)

○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和六一年六月二六日 健政発第四一 号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

6 病院、診療所又は老人保健施設の管理者の理事就任

法第四十七条第一項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。

なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は老人保健施設の管理者について行われるものであること。

3 その他